

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第一項第二号及び第六十三条の八第二項第一号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

第十五条の二 法第二十九条の四第二項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。第六十二条第三項第一号において同じ。）を當む者が信託財産として保有する議決権（当該者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。）

〔二〇六 略〕

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法

第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。以下この項、次条第二項、第六十四条第二項第五号及び第六十四条の二において同じ。）における申出者

第六十四条第二項第五号及び第六十四条の二において同じ。）

改 正 前

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

第十五条の二 「同上」

一 信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。）を當む者が信託財産として保有する議決権（当該者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。）

〔二〇六 同上〕

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法

第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。以下この項、次条第二項、第六十四条第二項第五号及び第六十四条の二において同じ。）における申出者

（法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条

における申出者（法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この項及び次項並びに第六十四条において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

(1) 有価証券（5)に掲げるもの及び(6)に掲げるもの（不動産特定

共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定

する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）

デリバティブ取引に係る権利

(2) 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一

条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十

三年法律第二百四十二号）第十二条の十一に規定する特定貯

金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年

法律第一百八十三号）第六条の五の十一に規定する特定預

金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九

条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年

法律第一百八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条

の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する

特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）

及び第六十四条において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

ロ デリバティブ取引に係る権利

ハ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十二条

の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年

法律第二百四十二号）第十二条の十一に規定する特定貯金等、

協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百

八十三号）第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫

法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定

する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第一百八十

七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和

二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定

預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央

金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定す

る特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法

律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

二 農業協同組合法第十二条の二十七に規定する特定共済契約、

第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

(4) 農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

十五条の十二に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十四条（昭和二十四年法律第二百号）第十二条に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百号）第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約又は保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

付金に係る権利

(5) 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

(6) 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

(7) 商品市場における取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引をいう。）、外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。第六十七条第一号において同じ。）及び店頭商品デリバティブ取引（同法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。第六十七条第二号並びに第一百二十三条第九項及び第十三項において同じ。）に係る権利

三 申出者が最初に当該金融商品取引業者等との間で法第三十四条の四第一項の規定による申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

ハ 申出者が最初に金融商品取引業者等との間で法第三十四条の

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

ヘ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品市場における取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引をいう。）、外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外

国商品市場取引をいう。第六十七条第一号において同じ。）及び店頭商品デリバティブ取引（同法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。第六十七条第二号並びに第一百二十三条第九項及び第十三項において同じ。）に係る権利

引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。同号へ及び第六十七条第一号において同じ。）又は店頭商品デリバティブ取引（同法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。以下同じ。）に係る権利

バテイブ取引を最初に金融商品取引業者等との間で法第三十四条の四第一項の規定による申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

四 第一項の規定による申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

二 次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、前号ハに掲げる要件に該当すること。

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が五億円以上になると見込まれること。

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産の合計額が五億円以上になると見込まれること。

ハ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日の属する年の前年における申出者の収入金額（所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）第三十五条第三項に規定する公的年金等に係るもの）を除く。第四号ハ並びに第二百四十六条の十第一項第二号ハ及び第四号ハにおいて同じ。）が一億円以上であると見込まれること。

三 承諾日前一年間ににおける申出者の一月当たりの平均的な契約（次に掲げるものに限る。）の件数が四件以上である場合において、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。

イ 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引に係る契約（ニ及びホに掲げるものに該当するものを除く。）

ロ 農業協同組合法第十二条の五に規定する特定貯金等契約、水

産業協同組合法第十二条の十一に規定する特定貯金等契約、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等契約、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等契約、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等契約、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等契約

八 農業協同組合法第十二条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約

二 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約

ホ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約

ハ 商品市場における取引、外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引に係る契約

四 特定の知識経験を有する者である場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、第一号ハに掲げる要件に該当すること。

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が一

億円以上になると見込まれること。

四 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産の合計額が一億円以上になると見込まれること。

ハ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日の属する年の前年における申出者の収入金額が一千万円以上であると見込まれること。

2 | 既に前項第三号の規定の適用を受けて特定投資家とみなされることとなつた申出者については、同号に規定する場合に該当しない場合においても、その知識及び経験に照らして適當であるときは、同号に規定する場合に該当するものとみなして、同号の規定を適用することができる。

3 | 第一項第四号の「特定の知識経験を有する者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 | 金融商品取引業、銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。）、保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。）、信託業その他の金融業に係る業務に従事した期間が通算して一年以上になる者

二 | 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学部、専攻科又は大学院における経済学又は経営学に属する科目の教授、准教授その他の教員（専ら当該科目に関する研究を職務とする者を含む。）の職にあつた期間が通算して一年以上になる者

三 | 次のいずれかに該当する者であつて、その実務に従事した期間

が通算して一年以上になる者

イ 公益社団法人日本証券アナリスト協会による日本証券アナリスト協会認定アナリストの資格を有する者

ロ 日本証券業協会の規則に定める一種外務員又は二種外務員となる資格を有する者

ハ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十

四条第一項の技能検定のうち同項に規定する検定職種がファイナンシャル・プランニング（等級が一級又は二級のものに限る。）であるものに合格した者

二 中小企業診断士（中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定による登録を受けた者をいう。）

四 経営コンサルタント業に係る業務に従事した期間が通算して一年以上になる者その他の者であって、前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するもの

（適格機関投資家等特例業務の相手方）

第二百三十三条の二 「略」

（適格機関投資家等特例業務の相手方）

第二百三十三条の二 「同上」

2 令第十七条の十二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める要件は、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産（第六十二条第一項第一号ロ(1)から(7)までに掲げるものに限る。次項第一号イ及び第二号並びに第四項第二号から第四号までにおいて同じ。）の合計額が百億円以上であると見込まれることとする。

る。

〔3～6 略〕

(海外投資家等の範囲)

第二百四十六条の十 法第六十三条の八第二項第一号に規定する内閣府令で定める要件は、外国法人又は次に掲げる要件のいずれかに該当する外国に住所を有する個人であることとする。

一 次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、法第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為に係る出資対象事業持分を得する時点(以下この項において「取得時点」という。)におけるその保有する資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、取得時点におけるその保有する資産(第六十二条第一項第一号ロ(1)から(7)までに掲げるものに限る。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

ハ 「略」

二 次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、前号ハに掲げる要件に該当すること。

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、取得時点におけるその保有する資産の合計額から負債の合計額を控除した

〔3～6 同上〕

(海外投資家等の範囲)

第二百四十六条の十 「同上」

一 「同上」

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、法第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為に係る出資対象事業持分を得する時点におけるその保有する資産(第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、法第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為に係る出資対象事業持分を得する時点におけるその保有する資産(第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

ハ 「同上」

〔号を加える。〕

額が五億円以上になると見込まれること。

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、取得時点におけるその保有する資産の合計額が五億円以上になると見込まれること。

ハ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、取得時点の属する年の前年におけるその収入金額が一億円以上であると見込まれること。

三||

取得時点前一年間におけるその一月当たりの平均的な契約（第六十二条第一項第三号イからヘまでに掲げるものに限る。）の件数が四件以上である場合において、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。

四|| 特定の知識経験を有する者（第六十二条第三項に規定する特定の知識経験を有する者をいう。）である場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、第一号ハに掲げる要件に該当すること。

〔号を加える。
〕

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、取得時点におけるその保有する資産の合計額から負債の合計額を控除した額が一億円以上になると見込まれること。

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、取得時点におけるその保有する資産の合計額が一億円以上になると見込まれること。

ハ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、取得時点の属する年の前年におけるその収入金額が一千円以上であると見込まれること。

見込まれること。

五| 取得時点において、外国の法令上特定投資家に相当する者であること。

〔2・3 略〕

(海外投資家等特例業務に係る届出書の添付書類)

第二百四十六条の十四 法第六十三条の九第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

〔一～四 略〕

五 法第六十三条の八第一項各号に掲げる行為に係る次に掲げる事項を記載した書面

〔イ・ロ 略〕

ハ 出資対象事業持分を有し、又は有することとなる者のうちに
第二百四十六条の十第一項第五号に掲げる要件に該当する者が
ある場合にあっては、同号の外国の法令の概要

2
〔略〕

(金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に係る届出)

第二百四十六条の二十七 〔略〕

2
〔略〕

3 第一項の届出書には、法第六十三条の八第一項各号に掲げる行為に係る次に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。

二| 法第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為に係る出資対象事業持分を取得する時点において、外国の法令上特定投資家に相当する者であること。

〔2・3 同上〕

(海外投資家等特例業務に係る届出書の添付書類)

第二百四十六条の十四 〔同上〕

〔一～四 同上〕

五 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 出資対象事業持分を有し、又は有することとなる者のうちに
第二百四十六条の十第一項第二号に掲げる要件に該当する者が
ある場合にあっては、同号の外国の法令の概要

2
〔同上〕

(金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に係る届出)

第二百四十六条の二十七 〔同上〕

3 2
〔同上〕

〔一・二 略〕

三 出資対象事業持分を有し、又は有することとなる者の中に第
二百四十六条の十第一項第五号に掲げる要件に該当する者がある
場合には、同号の外国の法令の概要

〔一・二 同上〕

三 出資対象事業持分を有し、又は有することとなる者の中に第
二百四十六条の十第一項第二号に掲げる要件に該当する者がある
場合には、同号の外国の法令の概要

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和四年七月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正)

第三条 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	(電子記録移転権利から除かれる場合) 第九条の二 「略」
	改 正 前	(電子記録移転権利から除かれる場合) 第九条の二 「同上」
備考　表中の「」の記載は注記である。		<p>2 前項の規定により同項第一号ハからホまでに規定する金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三條の二第二項から第四項までの規定を適用する場合には、同条第二項中「第六十二條第一項第一号ロ(1)から(7)までに掲げるもの」とあるのは、「第六十二條第一項第一号ロ(1)から(7)までに掲げるもの及び暗号資産」とする。</p> <p>2 前項の規定により同項第一号ハからホまでに規定する金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三條の二第二項から第四項までの規定を適用する場合には、同条第二項中「第六十二條第二号イからトまでに掲げるもの」とあるのは、「第六十二條第二号イからトまでに掲げるもの及び暗号資産」とする。</p>